

# 島根県報

号外第一〇四号

平成十四年十月二十五日

(金曜日)

## 条 例

### 目 次

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例	(総務課)	五
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に 関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	七
島根県立高度情報化センター条例の一部を改正する条 例	(情報政策課)	八
湖沼水質保全特別措置法第十九条に基づく指定施設等 の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例	(環境政策課)	九
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正す る条例	(医療対策課)	一一
島根県国民健康保険広域化等支援基金条例	(健康推進課)	一二
化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(薬事衛生課)	一三
クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例	( )	一四
島根県中山間地域研究センター条例	(生産指導課)	一六
島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例	(企業振興課)	二二
島根県立都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	二三
島根県宮住宅条例の一部を改正する条例	(建築住宅課)	二六
島根県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙す べき議員の数に関する条例及び島根県議会議員の定数 並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の 数に関する条例の一部を改正する条例	(議員提出)	二七

しまね教育の日を定める条例

公布された条例等のあらまし

◇地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第五三号)

### 一 条例の概要

#### 1 改正を要する条例

- 島根県議会図書室条例
- 島根県政務調査費の交付に関する条例
- 島根県病院事業の設置等に関する条例
- 島根県公営企業の設置等に関する条例

#### 2 引用条項の変更

改正前	改正後	該当条例
第百条第十二項	第百条第十三項	(2)
第百条第十三項	第百条第十四項	(2)
第百条第十四項	第百条第十七項	(1)
第二百四十三条の二第四項	第二百四十三条の二第八項	(3)及び(4)

#### 3 その他規定の整理

### 二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例(条例第五四号)

### 一 条例の概要

1 低工法の規定による開発地区内において、製造の事業の用に供するため、租税特別措置法に規定する設備を新設し、又は増設した場合に、事業税、不動産

取得税及び固定資産税の課税を免除していた措置を廃止することとした。(第  
一条・第二条関係)

2 その他規定の整理

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立高度情報化センター条例の一部を改正する条例(条例第五五号)

一 条例の概要

1 コンピュータグラフィックス制作室について貸切りでない場合の貸出形態の設定(別表関係)

改正前	改正後
コンピュータグラフィックス制作室 一時間につき 七八〇円	コンピュータグラフィックス制作室(貸切りの場合) 一時間につき 七八〇円
コンピュータグラフィックス制作室(貸切りでない場合(二区画につき))	コンピュータグラフィックス制作室(貸切りでない場合(二区画につき)) 一時間につき 一九〇円

2 ミーティング室二の廃止(別表関係)

改正前	改正後
ミーティング室一	ミーティング室
ミーティング室二	(廃止)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇湖沼水質保全特別措置法第十九条に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例(条例第五六号)

一 条例の概要

湖沼水質保全特別措置法(以下「法」という。)の規定に基づき、法に規定する指定施設(指定施設に準ずるものとして政令で定める施設を含む。)の構造及

び使用の方法に関する基準を定めることとした。

1 豚房施設、牛房施設及び馬房施設に係る基準

- (1) 豚房、牛房又は馬房の床(以下「床」という。)は、汚物又は汚水の除去に支障のない構造とすること。
- (2) 豚房、牛房又は馬房の内部は、汚物又は汚水の除去に支障のないよう適切な広さ及び高さを有すること。
- (3) 豚房、牛房又は馬房に接する畜舎の通路等(以下「通路等」という。)で汚物又は汚水が飛散するおそれのある箇所は、汚物又は汚水の除去に支障のない構造とすること。
- (4) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽は、汚物又は汚水の保管、貯留及び除去に支障のない構造とすること。
- (5) 床及び通路等に雨水が流入しない構造とすること。
- (6) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽の汚水が公共用水域に直接排出されないよう汚物の保管設備及び汚水貯留槽を適切に使用すること。
- (7) ふん尿がみだりに流出しないよう適切に管理すること。
- (8) (1)から(7)の措置を講ずることのできないやむを得ない事由がある場合においては、知事が当該措置と同等以上の効果を有する措置と認めた措置を講ずること。

2 こいの養殖施設の使用の方法に関する基準

- (1) 飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。
- (2) 死魚は、法に規定する指定水域内の水域から除去の上、陸上で適切に処分すること。

二 施行期日

平成十五年一月一日から施行することとした。

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第五七号)

一 条例の概要

看護学生修学資金に係る返還債務の免除の条件の改正(第二条関係)  
 修士課程に係る貸付金以外の貸付金

免除の範囲	改正前	改正後
債務の全部	二百床未満の病院等において三年間従事したとき。	二百床未満の病院等において五年間従事したとき。
債務の全部又は一部	二百床未満の病院等において貸付期間に相当する期間以上看護職員の業務に従事した場合	二百床未満の病院等において貸付期間に相当する期間以上看護職員の業務に従事した場合
(債務の全部)	イ 従事した期間が貸付期間の二分の三に相当する期間以上であるとき。 ロ 従事した期間がイの期間に満たないとき。	イ 従事した期間が貸付期間の二分の五に相当する期間以上であるとき。 ロ 従事した期間がイの期間に満たないとき。
(債務の一部)	ロ 従事した期間がイの期間に満たないとき。	ロ 従事した期間がイの期間に満たないとき。

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県国民健康保険広域化等支援基金条例(条例第五八号)

一 条例の概要

1 設置(第一条関係)

国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、島根県国民健康保険広域化等支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

2 積立て(第二条関係)

毎年度基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。

3 管理(第三条関係)

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により管理することとした。

4 運用益金の処理(第四条関係)

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする事とした。

5 繰替運用(第五条関係)

知事は、必要があるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる事とした。

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第五九号)

一 条例の概要

従来規則で定めていた事項のうち、化製場又は死亡獣畜取扱場について講ずべき措置を条例化することとした。(第三条関係)

二 施行期日

平成十五年一月一日から施行することとした。

◇クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例(条例第六〇号)

一 条例の概要

1 従来規則で定めていた事項のうち、クリーニング所の営業者が講じなければならない措置を条例化することとした。(第二条関係)

2 その他規定の整理

二 施行期日

平成十五年一月一日から施行することとした。

◇島根県中山間地域研究センター条例(条例第六一号)

一 条例の概要

1 島根県中山間地域研究センターを飯石郡赤来町に設置することとした。(第二条関係)

2 中山間地域研究センターの施設及び設備を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。(第三条関係)

3 中山間地域研究センターの施設及び設備を使用する者は使用料を、分析又は試験を依頼する者は手数料を納付しなければならないこととした。(第五条関係)

4 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる事とした。(第六条関係)

5 知事は、詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者について、その徴収を免れた金額の五倍以下の過料を科することとした。(第十二条関係)

二条関係)

二 施行期日

平成十四年十一月一日から施行することとした。ただし、分析又は試験の手續料に関する部分は、平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例(条例第六二号)

一 条例の概要

- 1 分析等の試験内容の追加に伴う手数料の上限額の改正(別表関係)
- 2 設備機器の追加に伴う使用料の上限額の改正(第五条関係)
- 3 その他手数料の額の改正

二 施行期日

平成十四年十一月一日から施行することとした。

◇島根県立都市公園条例の一部を改正する条例(条例第六三号)

一 条例の概要

1 補助競技場の設置(別表第一関係)

都市公園の名称	有料公園施設の名称
県立浜山公園	補助競技場

2 球技場及び陸上競技場使用料の額の改正(別表第五関係)

競 技 場 徴収しない場合 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	球 技 場		区 分	改正前	改正後
	生徒・児童が使用する場合	その他の者が使用する場合			
七三〇〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円	午前八時半から正午まで	一、七〇〇円	一、八〇〇円
二、一〇〇円	四、四〇〇円	四、四〇〇円	午後一時から午後五時まで	二、九〇〇円	二、九〇〇円
一、八四七〇円	七、三九〇円	七、三九〇円	午前八時半から午後五時まで	四、六〇〇円	一、一八〇円
二、九五〇円	一、二八〇円	一、二八〇円	その他の時間(時間まで)	一、一八〇円	四七〇円
七、四〇〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円	午前八時半から正午まで	一、一七〇円	二、九〇〇円
一、一〇〇円	四、四四〇円	四、四四〇円	午後一時から午後五時まで	二、九〇〇円	二、九〇〇円
一、八五〇〇円	七、四〇〇円	七、四〇〇円	午前八時半から午後五時まで	二、九〇〇円	二、九〇〇円
二、九〇〇円	一、一八〇円	一、一八〇円	その他の時間(一時間まで)	四七〇円	四七〇円

3 補助競技場使用料の設定(別表第五関係)

陸 上 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合	生徒・児童が使用する場合	その他の者が使用する場合	区 分
一四七〇〇円	二、三六〇円	五九〇〇円	午後一時から午後五時まで
二、一七〇円	五九〇〇円	八八六〇円	午前八時半から午後五時まで
三、六九五〇円	二、三六〇円	一四七八〇円	その他の時間(一時間まで)
一、一五〇円	五九〇〇円	八八六〇円	
二、八八〇円	四、三二〇円	七、二〇〇円	
二、三〇〇円	三、四五〇円	五、七六〇円	
五、七六〇円	八、六四〇円	一四、四〇〇円	
二、一五〇円	九二〇円	二、一三〇〇円	

4 電光掲示盤及び光波距離計使用料の設定(別表第五関係)

補助競技場	電光掲示盤	光波距離計
生徒・児童が使用する場合	一時間につき	一日につき
その他の者が使用する場合	四、四六〇円	一、〇五〇円

5 その他規定の整理

二 施行期日

平成十四年十一月一日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第六四号)

一 条例の概要

1 団地の新設(別表関係)

名 称	所在地
古 江 団 地	松 江 市
穴道緑が丘団地	八束郡穴道町
山 内 団 地	簸川郡大社町

2 団地の廃止(別表関係)

名 称	所在地	備 考
古 曾 志 団 地	松 江 市	
萩 田 団 地	八束郡穴道町	
原 町 団 地	簸川郡大社町	
旭 丘 団 地	那賀郡旭町	事業主体変更に伴うもの
名 田 団 地	隠岐郡西郷町	

二 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇島根県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例及び島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に

条

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

関する条例の一部を改正する条例(条例第六五号)

一 条例の概要

地方自治法の一部改正及び衆議院小選挙区選出議員の選挙区を改定する公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整理することとした。

二 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の議員の総定数を定める根拠規定の改正に関する部分は、平成十五年一月一日から施行することとした。

◇しまね教育の日を定める条例(条例第六六号)

一 条例の概要

1 本県教育の充実と発展を図るとともに、島根を愛しふるさとに誇りを持つ子どもたちを育むために、しまね教育の日を設けることとした。(第一条関係)

2 しまね教育の日は、十一月一日とすることとした。(第二条関係)

3 しまね教育の日の趣旨にふさわしい取組を実施する期間として、十一月一日から同月七日までをしまね教育ウィークとすることとした。(第三条関係)

4 県の責務を定めることとした。(第四条関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

例

## 島根県条例第五十三号

島根県知事 澄 田 信 義

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県議会図書室条例の一部を改正する条例)

**第一条** 島根県議会図書室条例(昭和二十三年島根県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第百条第十四項所定の」を「第百条第十七項に規定する」に、「外」を「ほか」に、「しゅう集」を「収集」に改める。

第三条中「あたる」を「当たる」に改める。

(島根県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

**第二条** 島根県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年島根県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十二項及び第十三項」を「第百条第十三項及び第十四項」に改める。

(島根県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第三条** 島根県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年島根県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二百四十三条の二第四項」を「第二百四十三条の二第八項」に改める。

(島根県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

**第四条** 島根県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年島根県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二百四十三条の二第四項」を「第二百四十三条の二第八項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第五十四号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和四十八年島根県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号。以下「低工法」という。）」を削る。

第一条の二第一項中「第十二条第一項の表の第五号又は第四十五条第一項の表の第五号」を「第十二条第一項の表の第四号又は第四十五条第一項の表の第四号」に改める。

第二条を削る。

第三条中「第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号」を「第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条中「第十二条第一項の表の第三号又は第四十五条第一項の表の第三号」を「第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条第一項中「第十二条第一項の表の第四号又は第四十五条第一項の表の第四号」を「第十二条第一項の表の第三号又は第四十五条第一項の表の第三号」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第十一条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第二条に規定する開発地区内において、青色申告書を提出する法人又は個人が、平成十四年九月十五日前に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合には、なお従前の例による。

島根県立高度情報化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第五十五号

島根県立高度情報化センター条例の一部を改正する条例

島根県立高度情報化センター条例（平成十一年島根県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の(一)のロの表中



コンピュータグラフィックス制作室	七八〇円
------------------	------

を

コンピュータグラフィックス制作室 (貸切りの場合)	七八〇円
コンピュータグラフィックス制作室 (貸切りでない場合(一区画につき))	一九〇円

に、

ミーティング室一	三三〇円
ミーティング室二	二六〇円

を	ミーティング室	三三〇円	に改める。
---	---------	------	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

湖沼水質保全特別措置法第十九条に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第五十六号

湖沼水質保全特別措置法第十九条に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号。以下「法」という。)第十九条(法第二十二

条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第十五条第一項に規定する指定施設(法第二十二条に規定する指定施設に準ずるものとして政令で定める施設を含む。)の構造及び使用の方法に関する基準を定めるものとする。

(基準)

**第二条** 湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和六十年政令第三十七号。以下「政令」という。)第六条第一号に掲げる施設及び第十条に規定する施設の構造及び使用の方法に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 豚房、牛房又は馬房の床(以下「床」という。)は、汚物又は汚水の除去に支障のない構造とすること。
  - 二 豚房、牛房又は馬房の内部は、汚物又は汚水の除去に支障のないよう適切な広さ及び高さを有すること。
  - 三 豚房、牛房又は馬房に接する畜舎の通路等(以下「通路等」という。)で汚物又は汚水が飛散するおそれのある箇所は、汚物又は汚水の除去に支障のない構造とすること。
  - 四 汚物の保管設備及び汚水貯留槽は、汚物又は汚水の保管、貯留及び除去に支障のない構造とすること。
  - 五 床及び通路等に雨水が流入しない構造とすること。
  - 六 汚物の保管設備及び汚水貯留槽の汚水が公共用水域に直接排出されないよう汚物の保管設備及び汚水貯留槽を適切に使用すること。
  - 七 ふん尿がみだりに流出しないよう適切に管理すること。
  - 八 前各号に掲げる措置を講ずることのできないやむを得ない事由がある場合にあっては、知事が当該措置と同等以上の効果を有すると認めた措置を講ずること。
- 2 政令第六条第二号に掲げる施設の使用の方法に関する基準は、次のとおりとする。
- 一 飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。
  - 二 死魚は、法第三条第二項に規定する指定地域内の水域から除去の上、陸上で適切に処分すること。

附 則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第五十七号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和五十九年島根県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表看護学生修学資金の項免除の条件の欄第一号中「三年間」を「五年間」に改め、同欄第四号イ中「二分の三」を「二分の五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った看護学生修学資金については、なお従前の例による。

島根県国民健康保険広域化等支援基金条例をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県条例第五十八号

島根県国民健康保険広域化等支援基金条例

(設置)

**第一条** 国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、島根県国民健康保険広域化等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第二条** 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第四条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

**第六条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

**島根県条例第五十九号**

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

化製場等に関する法律施行条例（昭和五十九年島根県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第三条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（化製場及び死亡獣畜取扱場の衛生上必要な措置）

**第三条** 法第五条第四号（法第八条及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の条例で定める衛生上必要な措置で化製場に係るものは、次のとおりとする。

- 一 原料は、速やかに処理し、半製品で著しく悪臭を発散するものは、適当な悪臭防止措置をとること。
- 二 原料を運搬する容器は、汚液の漏れないものを使用し、使用後は十分に洗浄すること。
- 三 廃棄物は、飛散し、又は流出しないようにすること。
- 四 ねずみの駆除を十分にすること。

2 法第五条第四号の条例で定める衛生上必要な措置で死亡獣畜取扱場に係るものは、次のとおりとする。

一 死亡獣畜を埋却する穴は、死亡獣畜を入れてもなお地表まで一メートル以上の余地を残す深さとし、死亡獣畜は、消毒薬を十分散布し、完全に埋却すること。

二 死亡獣畜を埋却した場所には、埋却の年月日を記入した立札を設け、当該場所は、五年間は発掘しないこと。

#### 附 則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第六十号

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例

クリーニング業法施行条例（平成十二年島根県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「第二条第二項」を「第一条第二項」に改め、同項第五号中「第二条第三項」を「第一条第三項」に改め、同条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（クリーニング所における必要な措置）

**第二条** クリーニング所（洗濯物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。）における法第三条第三項第六号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 隔壁等により外部と完全に区分されていること。
  - 二 居室、台所等の施設及び他の営業施設と隔壁等により区分し、クリーニング業以外の用途に使用しないこと。
  - 三 洗い場の側壁のうち床面から少なくとも一メートルの高さまでの部分は、コンクリート、タイルその他の不浸透性の材料で造り、又は腰張りすること。
  - 四 洗い場を除く部分の床は、コンクリート、タイルその他の不浸透性の材料で造り、かつ、清掃しやすい構造とすること。
  - 五 洗い場の面積は、九・九平方メートル以上とすること。
  - 六 仕上場の面積は、九・九平方メートル以上とすること。
  - 七 採光、照明及び換気が十分に行える構造設備であること。
  - 八 流水式の手洗設備を設けること。
  - 九 従業員の衣服は、清潔に保たせること。
  - 十 仕上げの終わった洗濯物は、外部から汚染されないようにすること。
  - 十一 クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第一条に規定する洗濯物を入れるための容器又は戸棚は、その旨を表示し、かつ、使用後は必ず消毒すること。
  - 十二 洗濯に使用する洗剤、有機溶剤その他薬品類は、容器に品名を表示し、かつ、専用の保管庫又は戸棚に格納すること。
- 2 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所（以下「取次所」という。）における法第三条第三項第六号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。
- 一 前項第一号、第二号、第四号及び第七号から第十一号までの措置
  - 二 取次所の面積は、五平方メートル以上とすること。

## 附 則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

島根県中山間地域研究センター条例をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県条例第六十一号

島根県中山間地域研究センター条例

(趣旨)

第一条 この条例は、島根県中山間地域研究センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 中山間地域対策に係る調査研究並びに農業、畜産及び林業の試験研究を総合的に実施するとともに、研究成果を生かした研修の機会の提供、技術指導、情報提供等を行うことにより、中山間地域の活性化を図るため、島根県中山間地域研究センター(以下「センター」という。)を飯石郡赤来町に設置する。

(使用の許可)

第三条 センターの施設及び設備で別表第一に掲げるもの(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。



二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

三 長期間にわたる継続使用により他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。

四 施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に支障があると認められるとき。

3 知事は、センターの管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付することができる。  
（許可の取消し等）

**第四条** 知事は、前条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、許可を取り消し、前条第三項の規定により許可に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 前条第三項の規定により許可に付した条件に違反したとき。

三 詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。

四 使用料を納期限までに納付しないとき。

（使用料及び手数料の納付）

**第五条** 使用者は使用料を、各種の分析又は試験（以下「分析等」という。）を依頼しようとする者は手数料を納付しなければならない。

2 使用料の額は別表第一、手数料の額は別表第二のとおりとする。

3 使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときに納付しなけ

ればならない。ただし、知事が別に納期限を定めたときは、この限りでない。

一 使用料 第三条第一項の許可を受けたとき。

二 手数料 各種の分析等を依頼するとき。

(使用料等の減免)

**第六条** 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

(使用料等の不還付)

**第七条** 既に納付した使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

一 使用者が、その責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなったとき。

二 知事が、センターの管理上特に必要があるため第四条の規定により許可を取り消したとき。

三 使用者が、使用開始の日前で規則で定める日までに使用の中止を申し出たとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

**第八条** 使用者は、施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

**第九条** 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならぬ。

(損害賠償)

**第十条** 使用者が、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十二条 知事は、詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成十四年十一月一日から施行する。ただし、第五条（分析等に関する部分に限る。）、別表第一の規定（宿泊施設使用料及び設備使用料のうち研修用実験実習設備に関する部分に限る。）及び別表第二の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

別表第一（第三条・第五条関係）

一 研修施設使用料

名 称	使 用 料 の 額		
	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで
第一研修室	一、九八〇円	二、六四〇円	五、二八〇円
第二研修室	一、六二〇円	二、一六〇円	四、三二〇円
大会議室	五、七九〇円	七、七二〇円	一五、四四〇円
小会議室	一、一一〇円	一、四八〇円	二、九六〇円

実験実習室	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	四、〇〇〇円
機械化研修実習室	二、二二〇円	二、九六〇円	五、九二〇円

備考

- 一 この表に定める使用時間を超えて施設を使用する場合は、一時間までごとに、この表に定める使用料の額の一時間当たりの額（十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。
  - 二 冷暖房期間（一月一日から三月三十一日まで、六月一日から九月三十日まで及び十一月一日から十二月三十一日までの間をいう。）においては、この表に定める使用料の額（前号の規定により加算した場合は、その加算後の額）の三割相当額（十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を冷暖房料として徴収する。
- 二 宿泊施設使用料

名 称	使 用 料 の 額
研修宿泊棟宿泊室	一人一泊につき 一、八一〇円

備考 一泊とは、午後四時から翌日の午前十時まで使用する場合をいう。

三 設備使用料

種 別	設備機器の種類	使 用 料 の 額
研修用パソコン設備	ノート型パソコン	一日につき 一〇〇円
音響設備		一式一時間につき 九六〇円

別表第二(第五条関係)

備考 映像音響設備又は研修用実験実習設備を使用する場合において、使用時間が一時間未満のときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数時間は一時間として計算する。

映像音響設備	映像設備	一式一時間につき	二、五三〇円
	音響・映像設備	一式一時間につき	二、七五〇円
研修用実験実習設備		一時間につき一、〇〇〇円以内で知事が定める額	

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
一 土壌分析	1 水素イオン濃度、電気伝導度又は水分 2 アンモニア態窒素、硝酸態窒素、交換性カリウム、交換性カルシウム又は交換性マグネシウム	一試料一項目につき 一、〇三〇円 一試料一項目につき 二、四四〇円
二 農業用水分析	1 水素イオン濃度又は電気伝導度 2 硝酸態窒素、カリウム、カルシウム又はマグネシウム	一試料一項目につき 四三〇円 一試料一項目につき 二、一七〇円
三 木材材質試験	1 比重試験 2 含水率試験 3 収縮率試験 4 吸水率試験 5 吸湿率試験	一試料につき 二、二一〇円 一試料につき 一、九五〇円 一試料につき 三、七四〇円 一試料につき 四、七一〇円 一試料につき 一六、四五〇円
四 木材強度試験	引張試験、圧縮試験、曲げ試験、せん断試験、割裂試験、硬さ試験又はくぎ引抜試験	一試料一試験につき 二、五〇〇円

六 木材接着強度 試験	1 常態接着力試験	一試料につき	一、八八〇円
	2 浸せき剥離試験	一試料につき	一、九九〇円
六 木材接着強度 試験	3 煮沸繰り返し試験	一試料につき	五、二四〇円
	4 スチーミング処理試験	一試料につき	一、六四〇円
	5 煮沸剥離試験	一試料につき	三、四六〇円
五 木材実大強度 試験	1 曲げ試験	一試料につき	八、〇二〇円
	2 圧縮試験	一試料につき	五、七四〇円

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第六十二号

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例

島根県産業技術センター条例（平成十三年島根県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「三千四百九十円」を「三千五百七十円」に改める。

別表第四号中「五五、〇二〇円」を「一〇六、一九〇円」に改め、同表第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五 写真撮影	一件につき	アナログ写真においては、一視野につき三、三〇〇円。ただし、一視野増すごとに一、一六〇円を加算する。デジタル写真においては、一視野につき一、七八〇円。ただし、一視野増すごとに八六〇円を加算する。
十六 成績書等の複本の交付	一通につき	七二〇円。ただし、アナログ写真を含む成績書等の場合は、写真一枚につき四八〇円を、写真一枚増すごとに二八〇円を加算する。デジタル写真を含む成績書等の場合は、写真一枚につき六一〇円を、写真一枚増すごとに二五〇円を加算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県産業技術センター条例第三条第一項の規定により設備機器の使用の承認を受けている者に係る使用料及び島根県産業技術センター条例施行規則（平成十三年島根県規則第八十五号）第八条の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第六十三号

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例

島根県立都市公園条例（昭和四十九年島根県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一県立浜山公園の項中

「陸上競技場」を「陸上競技場  
補助競技場」に改める。

別表第五の一の(一)の表球技場の項中

一、一八〇円	一、七七〇円	二、九五〇円	四六〇円
二、九五〇円	四、四三〇円	七、三九〇円	一、一八〇円

を

一、一八〇円	一、七七〇円	二、九六〇円	四七〇円
二、九六〇円	四、四四〇円	七、四〇〇円	一、一八〇円

に改め、同表陸上競技場の項中

二、九五〇円	四、四三〇円	七、三九〇円	一、一八〇円
七、三九〇円	一、〇八〇円	一八、四七〇円	二、九五〇円
五、九一〇円	八、八六〇円	一四、七八〇円	二、三六〇円
一四、七八〇円	二二、一七〇円	三六、九五〇円	五、九一〇円

を



別表第五の一の(二)の備考の一中「テニス・バレーコート又は」を削る。  
 別表第五の二の表写真判定装置の項の次に次のように加える。

補助競技場		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合	
陸上競技の練習に使用する場合	（二人につき）	生徒・児童が使用する場合	その他の者が使用する場合	生徒・児童が使用する場合	その他の者が使用する場合
五〇円	三〇円	五、七六〇円	二、三〇〇円	一、一五〇円	二、八八〇円
八〇円	四〇円	八、六四〇円	三、四五〇円	一、七二〇円	四、三二〇円
一三〇円	七〇円	一四、四〇〇円	五、七六〇円	二、八八〇円	七、二〇〇円
二〇円	一〇円	二、三〇〇円	九二〇円	四六〇円	一、一五〇円

二、九六〇円	四、四四〇円	七、四〇〇円	一、一八〇円
七、四〇〇円	一一、一〇〇円	一八、五〇〇円	二、九六〇円
五、九二〇円	八、八八〇円	一四、八〇〇円	二、三六〇円
一四、八〇〇円	二二、二〇〇円	三七、〇〇〇円	五、九二〇円

に改め、同項の次に次のように加える。

電光掲示盤	一時間につき	四、四六〇円
光波距離計	一日につき	一、〇五〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年十一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の使用に係る県立浜山公園の補助競技場、電光掲示盤又は光波距離計の使用の承認に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例による改正前の島根県立都市公園条例第五条第一項の規定により、有料公園施設の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第六十四号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和三十四年島根県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表中 「浜佐陀団地」を「東光台団地」を  
古曾志団地」に、「荻田団地」を

「宍道緑が丘団地」に、「原町団地」を「山内団地」に、「旭丘団地」を「旭インター団地」に、  
旭インター団地」

「名田団地」を「船原団地」に改める。  
船原団地」

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

島根県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例及び島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第六十五号

島根県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例及び島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

（島根県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正）

第一条 島根県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和三十三年島根県条例第三十六

号)の一部を次のように改正する。

「第五項まで」を「第四項まで」に改める。

(島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正)

**第二条** 島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成十三年島根県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十条第三項」を「第九十条第一項」に改める。

第二条中「、第五項」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条中島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例第一条の改正規定は、平成十五年一月一日から施行する。

しまね教育の日を定める条例をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県条例第六十六号

しまね教育の日を定める条例

(趣旨)

**第一条** 教育に対する県民の意識を高め、日本国憲法及び教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の精神にのっとり、本

県教育の充実と発展を図るとともに、島根を愛しふるさとに誇りを持つこどもたちを育むために、しまね教育の日を設ける。

(しまね教育の日)

**第二条** しまね教育の日は、十一月一日とする。

(しまね教育ウィーク)

**第三条** しまね教育の日の趣旨にふさわしい取組を実施する期間として、十一月一日から同月七日までをしまね教育ウィークとする。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条の取組を進めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十四年十月二十五日印刷  
平成十四年十月二十五日発行

発行者

島

根

県

発行所

松江学園南町

松江学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)